

栃木県有施設開放実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県有施設開放実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく施設開放の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放施設)

第2条 要綱第2条で規定する開放施設は、別表1のとおりとする。

(開放日時)

第3条 開放施設を使用できる日時は、平日の夜間（時間外）並びに土曜日、日曜日及び祝日のうち庁舎管理者が管理上支障のない範囲において定める日及び時間とする。

(使用者)

第4条 開放施設を使用できる者は、県内に在住・在勤・在学する者で構成される生涯学習活動を行う団体・グループで、原則として、次の条件を満たす者（以下、「団体等」という。）とする。

- (1) 成人の使用責任者を明確に定めていること。
- (2) 営利活動を目的とする団体・グループでないこと。
- (3) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対をする等の政治活動を目的とする団体・グループでないこと。
- (4) 特定の宗教の支持又は反対をする等の宗教活動を目的とする団体・グループでないこと。

2 団体等は、開放施設を使用する場合には、あらかじめ、次条の規定による登録を済ませていなければならない。

(団体等の登録)

第5条 登録をしようとする団体等は、その団体等の使用責任者を定め、庁舎管理者に登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 庁舎管理者は、登録申請書の記載内容を審査し、適当であると認められるときは、登録を承認するものとし、団体等に対して登録承認証（様式第2号）を交付するとともに、登録申請書に必要事項等を記入の上、登録証として適切に保管しておくものとする。

3 登録された団体等（以下、「登録団体」という。）は、登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに庁舎管理者に申し出るものとする。この場合において、変更の内容が著しいなど庁舎管理者が必要と認めるときは、庁舎管理者は、当該登録団体に対して新たに登録申請書を提出することを求めることができるものとする。

4 庁舎管理者は、登録団体が次のいずれかに該当する場合には、当該登録団体の登録を抹消することができる。

- (1) 虚偽の申請に基づいて登録した事実が判明したとき。
- (2) 使用許可の条件又はその他庁舎管理者が指示した事項に違反したとき。
- (3) 故意又は重過失により、県有施設をき損、滅失若しくは汚損したとき。
- (4) 登録後2年を経過しても、一度も開放施設を使用した実績がなかったとき。
- (5) その他登録団体として不適当な行為があったとき。

(使用許可)

第6条 開放施設を使用しようとする登録団体の使用責任者は、庁舎管理者が定める日までに、開放施設使用許可申請書（様式第3号）を庁舎管理者に二通提出しなければならない。

2 庁舎管理者は、前項の申請書の内容を審査して、使用許可又は不許可の決定をするものとする。

3 庁舎管理者は、使用の目的が第4条第1項第2号から第4号に掲げる団体・グループの目的と類するものである等、県民の生涯学習支援の観点から見て妥当とは認められない場合には、使用許可してはならない。

4 庁舎管理者は、使用許可する場合には、登録の状況、過去の実績等を基に、開放施設の使用頻度が特定の登録団体に偏重することのないよう、努めて配慮するものとする。

- 5 庁舎管理者は、使用許可をするときは開放施設使用許可申請書（様式第3号）下部の開放施設に係る使用許可指令書により、不許可としたときは開放施設不許可書（様式第4号）により、使用責任者に通知するものとする。
- 6 使用責任者は、使用許可された日時に使用しないことが明らかになったときは、速やかに、その旨を庁舎管理者に申し出なければならない。

（使用料等）

第7条 登録団体は、開放施設の使用に係る使用料及び光熱費相当額（以下「使用料等」という。）を、開放施設に係る使用許可指令書と併せて使用責任者に交付される納入通知書により納入しなければならない。

- 2 使用料等の額は、別表2のとおりとする。
- 3 使用料等は、原則として、前納とする。
- 4 既納の使用料等は、原則として、還付しない。

（使用の方法）

第8条 使用責任者は、あらかじめ庁舎管理者と調整をした上で、開放施設の鍵について使用日より前の日に貸与を受け、また、使用日より後の日に返却することができるものとする。この貸与期間中においては、使用責任者は自らの責任において適切に鍵を保管するものとし、万一鍵を紛失又はき損した場合には登録団体がその損害を賠償しなければならないものとする。

- 2 開放施設の解錠及び施錠は、使用責任者が行うものとする。
- 3 使用責任者は、善良なる管理者の注意をもって開放施設の良好な使用に努めるとともに、使用中の事故防止、安全対策に留意しなければならない。
- 4 使用責任者は、開放施設使用後は速やかに登録団体に清掃等を行わせ、き損等による原状との相違の有無等を確認しなければならない。この場合において、原状との相違がある場合には、使用責任者は速やかに庁舎管理者に報告しなければならない。
- 5 庁舎管理者は、鍵の返却があったときは、直ちに、使用責任者の立会いの下に開放施設の点検をするものとする。ただし、管理運営上やむを得ない事情がある場合には、庁舎管理者の判断により使用責任者の立会いの省略又は事後点検をする等の対応をして差し支えないものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は庁舎管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成19年3月1日から適用する。
- 2 使用する日が平成18年度に属する場合の使用料については、従前の使用料によるものとする。

附則

この要領は、平成19年3月1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年10月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 開放施設

施 設 名	開 放 場 所
産業技術センター	テニスコート（２面）

別表 2 使用料及び光熱費相当額

		使 用 料		光熱費相当額（電気料）	
施 設 名	開 放 場 所	半 日	全 日	半 日	全 日
産業技術センター	テニスコート（２面）	1面につき 500 円	1面につき 1,000 円		

備考 半日とは、使用時間が４時間を超えない使用及び平日の夜間の使用をいう。

庁舎管理者使用欄	

様式第 1 号の 2

構成員名簿

[illegible]

登 録 承 認 証

年 月 日

登録団体
使用責任者 様

〇〇庁舎管理者



年 月 日付け登録申請については、登録を承認し、貴団体を当庁舎の開放施設を使用できる団体として次のとおり登録しましたので本書を交付します。

なお、使用に当たっては、「庁舎管理者が定める日」までに開放施設使用許可申請書を提出してください。

また、使用許可を受けて開放施設を使用する場合には、下記使用許可の条件に従わなければなりません。

登 録 団 体 名			登 録 番 号	
活動目的 及び内容				
使 用 責 任 者	氏 名			
	住 所			

記

使用許可の条件

1 使用者の遵守事項

使用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 原状を変更しないこと。
- (2) 使用許可の目的外に使用しないこと。
- (3) ここに示す使用許可の条件のほか、庁舎管理者が別に指示する事項に従うこと。

2 使用者の責任

- (1) 開放施設の使用に伴い生じた事故及び県有施設の故意又は過失によるき損、滅失若しくは形質の変更については、使用者が一切の責任を負うものとします。この場合、使用者はその損害を賠償し、又は自らの費用で原状に回復しなければなりません。

ただし、使用者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められる場合には、この限りではありません。

- (2) 開放施設の鍵を紛失又はき損した場合のほか、使用許可の条件及びその他指示された事項に違反したことにより栃木県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

3 使用責任者の責任

- (1) 開放施設の解錠及び施錠は使用責任者が行い、貸与期間中における鍵は適切に保管しなければなりません。
- (2) 使用中は善良なる管理者として、開放施設の良好な使用に努めるとともに、使用中

の事故防止、安全対策に留意しなければなりません。

(3) 使用後は、使用者に原状回復をさせるとともに、原状との相違の有無を確認しなければなりません。また、原状と相違があるときは、速やかに庁舎管理者に報告しなければなりません。

(4) 鍵の返却時又は開放施設の点検時などに庁舎管理者から立会いを求められた場合には、これに応じなければなりません。

4 登録事項の変更

登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに庁舎管理者に申し出なければなりません。

5 登録の抹消

使用者が次のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することがあります。

- (1) 虚偽の申請に基づいて登録した事実が判明したとき。
- (2) 使用許可の条件及びその他指示された事項に違反したとき。
- (3) 故意又は重過失により、県有施設をき損、滅失若しくは汚損したとき。
- (4) 登録後2年を経過しても、一度も開放施設を使用した実績がなかったとき。
- (5) その他使用者として不適当な行為があったとき。

6 使用許可の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

- (1) 開放施設を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が許可の条件又はその他指示された事項に違反したとき。
- (3) 不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 使用者が登録を抹消されたとき。

7 使用料等

使用者は、使用料及び光熱費相当額を、使用許可の際に交付される納入通知書により納付しなければなりません。

8 その他（教示に関する事項）

使用許可又は不許可の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます（その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、その処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、その処分については、その処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（その処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、その処分について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

9 その他

庁舎管理者があらかじめ指示する事項

開放施設使用許可申請書

年 月 日

〇〇庁舎管理者 様

登録番号
登録団体名
使用責任者
(連絡先())

次の開放施設を使用したいので、登録承認証に示された使用許可の条件を承諾の上、申請します。

開放施設の名称	施設名： 開放場所：
使用希望日時	1 年 月 日 時 分 ~ 時 分 2 年 月 日 時 分 ~ 時 分 3 年 月 日 時 分 ~ 時 分
使用料	指定のとおり
使用の目的	
その他必要な事項	

開放施設に係る使用許可指令書

栃木県指令 第 号

登録団体名
使用責任者

上記申請に係る開放施設の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、次のとおり使用することを許可します。ただし、登録承認証において示した使用許可の条件及び次に指示する事項に従わなければなりません。

年 月 日 〇〇庁舎管理者 氏 名 印

1 使用許可の内容

使用許可する県有施設		用途	日時	使用料等	
施設名	開放場所			使用料	光熱費相当額
		上記使用目的のとおり。	年 月 日 の 時 分 ~ 時 分	円	円
			年 月 日 の 時 分 ~ 時 分	円	円
			年 月 日 の 時 分 ~ 時 分	円	円

2 指示する事項

- (1) 使用料等の納入
使用料及び光熱費相当額は、別に発行する納入通知書により、納付期限内に、指定する場所で納入しなければなりません。なお、既納の使用料及び光熱費相当額は、原則として還付しません。
- (2) 庁舎管理者が指示する事項（別紙とし、割り印して交付しても可）
 - ・鍵の受け渡しの日時及び方法
 - ・使用後の点検の立会いの要否
 - ・その他使用上の注意

様式第 4 号

開放施設不許可書

年 月 日

栃木県指令第 号

登録団体名
使用責任者

年 月 日付けで申請のあった開放施設の使用については、次の理由により許可できない。

年 月 日

〇〇庁舎管理者 氏 名 印

理 由 _____

（教示）

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。